

issue 10.11.15

report no.0012 「入札情報の不正取得に関する規制」

Seiwa・Meitetsu Legal-map

成和明哲法律事務所
企業法研究部会・報告

弁護士	渡	邊	顯	弁護士	土	岐	敦	司
弁護士	卜	部	忠	史	弁護士	西	江	章
弁護士	渡	辺	昭	典	弁護士	田	代	桂
弁護士	辺	見	紀	男	弁護士	福	田	大
弁護士	武	井	洋	一	弁護士	飯	田	直
弁護士	西	村	賢		弁護士	佐	藤	弘
弁護士	中	島	雪	枝	弁護士	山	内	宏
弁護士	樋	口	達		弁護士	小	嶋	順
弁護士	村	瀬	幸	子	弁護士	平	井	智
弁護士	赤	根	妙	子	弁護士	川	見	友

入札情報の不正取得に関する規制

第1 はじめに

昨今社会の耳目を集めた「日本年金機構の年金記録照合業務を巡る入札情報漏洩事件」においては、(報道によると)年金機構の当該職員は、旧社会保険庁の元同僚であったN社の営業担当部長からの依頼に対し、元同僚のよしみで見返りなし(金銭の授受なし)に入札情報を提供したとして官製談合防止法違反罪で処罰され、他方、本件電子メールを受領したN社の営業担当部長は、競売入札妨害罪で処罰されました。

これまで、入札については、談合(工事の請負契約などで入札に加わる業者が事前に話し合い受注予定者、入札価格などを決定しておくこと)については、独占禁止法乃至刑法において処罰規定が設けられ、公正取引委員会等により厳しい摘発がなされていることは、よく知られており、また多数の文献もあります。ところが、「入札情報の不正取得」との視点(切り口)で整理した文献は殆どないものと思われます。

そこで、本事件の事案を題材として、入札情報の不正取得についての規制について刑罰法規を中心に整理したいと考えます。

日本年金機構の年金記録照合業務を巡る入札情報漏洩事件

平成22年10月14日、警視庁は、コンピューターに入力された年金記録と紙台帳の記録を照合する業務の一般競争入札に関し、予定価格を推測できる予算関係の書類などを電子メールで送信したとして、官製談合防止法違反容疑で日本年金機構の職員1名を、また競売入札妨害罪容疑で当該電子メールを受領したN社の営業担当部長を、それぞれ逮捕しました。同年11月4日、東京区検察庁は、年金機構の職員及びN社の営業担当部長を、それぞれ東京簡易裁判所に略式起訴し、同簡易裁判所は年金機構の職員に罰金80万円、N社の営業担当部長に罰金50万円の略式命令を出しました。

そして、年金機構は、上記職員を、同日付で懲戒解雇としました。

第2 官製談合防止法違反罪及び競売入札妨害罪について

1 入札情報の不正取得についての処罰規定

入札情報の不正取得については、刑法上の競売入札妨害罪、及び官製談合防止法違反罪で基本的には処罰されていると思料されるので、これらの処罰規定について説明するとともに、贈収賄罪、独占禁止法、談合罪との関係を整理したいと考えます。

2 競売入札妨害罪

まず刑法は、公の入札の公正を守るために刑法第 96 条の 3 第 1 項に、次のとおりの競売入札妨害罪を規定します。

刑法第 96 条の 3 第 1 項

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

入札情報の不正取得の関係では、「偽計を用いて」、「公の入札」の「公正を害すべき行為をした」場合に処罰されることとなります。

ここに「偽計」は他人の正当な判断を誤らせる術策を用いること、「公の入札」は国又はこれに準ずる団体の実施する入札を指し、「公正を害すべき行為」は公の入札に不当な影響を及ぼす行為をいいます。

特定の入札者が官公庁内部の者と連絡して秘かに予定額を探知する行為等は、他人（他の入札者等）の正当な判断を誤らせ、公の入札に不当な影響を及ぼす行為に該当することとなります（最決昭和 37 年 2 月 9 日）。

3 官製談合防止法違反罪

次に、官製談合防止法は、公の入札の公正を守り、また公務員等の職務違反・非違を防止するため、8 条に次のとおりの職員による入札等の妨害の罪を規定します。

官製談合防止法第 8 条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

官製談合防止法は、正式名称を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」といいます。

同法は、国、地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合を防止するため、平成 14 年 7 月に議員立法により「入札談合等関与

行為の排除及び防止に関する法律」として制定されました。ところが、その後も官製談合事件の摘発が相次いだことから、平成 18 年 12 月に改正され、その改正の中で、官製談合の防止のためには発注機関の職員に対してより重い刑罰を科す必要があるとして、職員による入札等の妨害の罪が規定され、法律の名称にも「並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」との文言が追加されました。

入札情報の不正取得の関係では、「職員」が、「その職務に反し」、「事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示」した場合に処罰されることとなります。

ここに「職員」は、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員を（同法 2 条 5 項）、「その職務に反し」とは、職員に当該入札等に関する職務権限があり、かつその職務に違背していることをいいます。

発注機関職員が、事業者に対し、予定価格等の入札に関する秘密情報を漏洩することは、入札等の公正を害すべき行為として処罰されることとなります。

なお、人事院は、入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対して免職又は停職とする懲戒処分の指針を公表しています。

4 両刑罰法規の相違点と適用関係

(1) 両刑罰法規の相違点

競売入札妨害罪と官製談合防止法違反罪の相違点としては、次の点が挙げられます。

- ・競売入札妨害罪は、公の入札の公正を害する行為をした者は誰でも処罰され、行為者の資格が限定されていないのに対し、官製談合防止法違反罪は、行為者が「職員」に限定されます。
- ・競売入札妨害罪は、対象が国又はこれに準ずる団体の実施する入札に限定されるのに対し、官製談合防止法違反罪は、特定法人の実施する入札も対象に含まれます。
- ・競売入札妨害罪の法定刑は「2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金」ですが、官製談合防止法違反罪は「5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金」で、上限が競売入札妨害罪より重いです。

(2) 両刑罰法規の適用関係

では、競売入札妨害罪と官製談合防止法違反罪はどのような適用関係

にあるのでしょうか。

以上の相違がありますが、同一の行為により両罪が成立する場合には、観念的競合の関係（一個の行為が数個の罪名に触れる場合に、その最も重い刑により処断すること）に立つと考えられています。

(3) 本事件の事案への適用

本事件では、N社の営業担当部長の依頼で、年金機構の職員が、予定価格を推測できる予算関係の書類などを電子メールで送信する行為につき、依頼したN社の営業担当部長、実際に情報を提供した年金機構の職員の両者ともに競売入札妨害罪が成り立ちます。

ただ、年金機構の職員については「特定法人の職員」に該当することから官製談合防止法違反罪も成り立ち、重い官製談合防止法違反罪により処断されたものと思料されます。

5 贈収賄罪との関係

本事件では金銭の授受等見返りがなされていなかったとのことですが、仮に金銭の授受等見返りがなされていた場合には、年金機構の職員には、加重収賄罪（刑法 197 条の 3）、N社の営業担当部長には贈賄罪（刑法 198 条）が成立することになると思料されます。

なお、日本年金機構の職員は、日本年金機構法 20 条で、刑法の適用において、「公務員」とされる、いわゆる「みなし公務員」に該当します。

刑法第 197 条の 3 第 1 項

公務員が前 2 条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1 年以上の有期懲役に処する。

刑法第 198 条

第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

6 独占禁止法・談合罪との関係

本事件では、事業者間で談合は行われていませんが、仮に、特定の入札者のN社だけではなく、入札事業者間で、入札者の調整等を容易にするために、年金機構の職員が予定価格を推測できる予算関係の書類などを電子メール

で送信する行為が行われ入札時業者間で談合が行われていた場合は、次のような法律の適用関係になると思料されます。

なお、本報告書は、入札情報の不正取得に関する規制について整理するものであり、談合について詳細を検討するものではないので、ここでは法律の適用関係の結論だけを説明したいと考えます。

(1) 年金機構側

まず、年金機構側では、当該職員の行為は、入札談合等関与行為（官製談合防止法 2 条 5 項 3 号）に当たることから、公正取引委員会から年金機構に対し、改善措置要求等が行われ（同法 3 条）、また当該職員に官製談合防止法違反罪の他、独占禁止法違反（下記の事業者で実際に談合を行ったものに対する独占禁止法 89 条違反の共同正犯）の成立する余地が出てくると思料されます。

(2) 談合を行った入札事業者側

次に、談合を行った入札事業者側では、談合は、独占禁止法 2 条 6 号、3 条に違反する不当な取引制限であり、公正取引委員会から当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる排除措置命令（同法 7 条）や課徴金納付命令（同法 7 条の 2）が出されるほか、悪質かつ重大な事案等に対しては刑事告発（同法 89 条により談合を実際に行った者は 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金、同法 95 条により事業者に対しても 5 億円以下の罰金、同法 95 条の 2 により違反行為を知り、その防止に必要な措置を採らなかった代表者に対しても 500 万円以下の罰金）が出されることとなります。

なお、談合を実際に行った者には刑法の談合罪（刑法 96 条の 3 第 2 項）も成立しますが、一定の取引分野の競争の実質的な制限にまで至っていない小規模な入札に関する 1 回限りの談合等の場合には、刑法の談合罪（刑法 96 条の 3 第 2 項）のみが成立することとなります。

独占禁止法第 2 条 6 号

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

刑法第96条の3第2項

公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第3 本事件の教訓と今後の対応

1 上記検討を前提として

入札情報の不正取得についての規制について刑罰法規を中心に整理した内容は、以上のとおりです。

本内容は、入札情報の不正取得についての規制について刑罰法規の概要を一般論として整理したもので、個別具体的な事案においては、各事案の悪質性、重大性に応じて、摘発する検察庁、公正取引委員会の訴追の裁量が変わり、訴追される処罰規定が相違してくる余地もありますので、具体的な事件が生じた際には、別途顧問弁護士等にご相談頂ければと存じます。

また、本報告書では刑罰法規を中心に整理しましたが、刑罰法規とは別に、発注機関からの当該職員、事業者等に対する損害賠償請求の可否等の民事上の問題もあります。

2 官製談合防止法違反罪の適用範囲等について

官製談合防止法違反罪は、上記のとおり平成18年12月に規定されたばかりで、摘発・適用事例は少なくないとはいえ（詳細は、公正取引委員会事務総局作成の「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」平成22年10月版の46頁に本事件以外の3つの事例が掲載されています。同テキストは、公正取引委員会のホームページからダウンロードできます）、成立後4年しか経過していないことから、同違反罪の適用範囲等は、今後の摘発・裁判例の動向を見定める必要があると思料されます。

3 本事件の社会的な評価について

今回の日本年金機構の年金記録照合業務を巡る入札情報漏洩事件に対しては、マスコミ等では、年金機構の職員がメリットなしで機密情報を漏らし続けた点を疑問視され、報道によれば、検察官出身の年金業務監視委員長がマスコミからの取材に対し「個人の利益を図った事業があるかないかが捜査の対象になっていると思っていたが、報道で明らかになっている事

実だけであるとすれば、刑事事件として立件されたことに若干驚く」と指摘したようです。

この点、上記のとおり、従前の談合や贈収賄罪を念頭に置いた処罰規定を前提にすれば、そのように、金銭による見返り、談合の成立の有無を重視することになりますが、官製談合防止法第 8 条 は、「事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること」を「入札等の公正を害すべき行為」として明示して規制しており、金銭による見返り、談合の成立は前提とされていません。

実際の入札の現場においては、談合、贈収賄罪が厳格に処罰されていることは一般に知られていることから、談合や金銭による情報収集は憚られるとしても、官公庁の担当者との個人的なつながりからの非公開情報の入手という場面も容易に想定されます。

そして、現在はこの点は犯罪行為として明確に規定されていることを認識することが必要と考えます。

今回の事件では、日本年金機構側では、当該職員は、官製談合防止法違反罪で処罰された上、年金機構を懲戒解雇されました。また、日本年金機構も本事件の余波として、平成 22 年 10 月 28 日に行われた政府の事業仕訳において、本事件がやり玉に挙げられたあげく、照合業務の本年度の予算要求額が 876 億円から 2 割程度圧縮されると判定されました。他方、N 者側でも当該営業担当部長が、競売入札妨害罪で処罰された上、N 社自身、1 年間日本年金機構の入札の競争参加資格を停止され、その他のレピュテーションリスクを負う等、情報のやり取りを行った当事者はもとより、その者を雇用していた機構・事業者等を含めた関係者も大きな痛手を被ることになりました。

4 今後の対応

入札において、秘密情報を入札実施者から入手する行為が、不正な行為であることは論を待たない（そもそも特定の業者だけ入札に有利な情報を取得したら入札にならない）と解されます。

おそらく多くの企業においては、「談合」「贈収賄」については、十分に社内周知と内部統制がなされていると思料されますが、「入札情報の不正取得」については、十分な社内周知と内部統制がなされてこなかったと推測されます。

この点、本事件を 1 つの教訓として、これを契機として、各社様において、これを予防する社内体制を築いて頂ければと存じます。

以 上